

【プレゼンテーション】「権利の資産化」ファイナンス成功のポイント

～スポーツを核とした地域価値創造に向けて～

登壇者(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	森 裕一朗 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
---------------------------------	---------------------------

「権利の資産化」について解説いたします。スポーツビジネスには、価値を可視化しにくいところがあります。それがファイナンス受け入れの制約になっていないか。これが権利の資産化という発想の背景です。

スポーツを巡る権利には主催権、興行権、肖像権、命名権、放映権などがあります。通常の会計規則では、権利を価値としてバランスシートに計上することはありません。それが計上できれば、事業価値が高くなったとみられ、出資や融資がしやすくなります。

ただし、そこには幾つか論点があります。一つ目は制度面です。価値の最大化には、権利についての制度設計や法的な裏付けが必要です。

二つ目は事業性です。投資家にとっては、安定的にキャッシュフローが創出される予見性が重要です。投資家はいずれ投資持分を売却しますので、価値が出資時より上がることが担保されないと出資できません。それらを前提とする収益の安定性が求められます。

三つ目は実績です。過去5年、10年で事業がどのようなキャッシュフローを創出してきたか、実績データの開示も事業性を高める上で重要です。

四つ目はリスク分担です。事業の関係者間でリスクを分担していく仕組みも必要です。

五つ目はガバナンスです。スポーツ産業が他の産業に比べて歴史が浅くても、事業計画の着実な実行が求められます。地方でスポーツ事業を行えば、地域は盛り上がり、地方自治体もメリットを享受します。その費用やメリットをどのように分担し、分配していくはもちろん、社会的価値の評価や算定方法も考える必要があります。

実例として、日本政策投資銀行も出資する愛知県新体育館をご紹介します。これは PFI 事業におけるコンセッションの事業で、愛知県と愛知国際アリーナ株式会社の間に運営権を設定し、それを資産計上してバランスシートを強くする形になっています。

PFI にコンセッション方式が入ったことで、運営権の設定が可能になりました。この考え方を援用すれば、スポーツの世界にも資金が入りやすくなるのではないかと思います。